

① 件 名
北上町十三浜字相川仮設施設の無償譲渡について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>                  震災により被害を受けた被災事業者の早期の事業再開を支援することを通じて経済及び産業の復興を図るため、本市の要望に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が北上町十三浜相川に仮設施設を建設した。平成24年6月より供用を開始し、これまで仮設作業場として同地区の冷蔵庫や漁具の保管場所として活用されてきた。                  市は、仮設施設の建築許可に係る最大延長期間（5年）を迎える平成29年度内の解体撤去を想定していたが、施設利用者から利用継続の要望があったため、対応を検討していた。</p> <p><b>【目的】</b>                  仮設施設（仮設作業場）を石巻かほく商工会あて無償譲渡し、会員施設として有効活用するとともに、被災事業者の事業継続並びに沿岸漁業活動の活性化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>                  東日本大震災復興特別区域法（復興特別区域基本方針・復興推進計画）                  東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）                  石巻市仮設施設の整備及び運営事業に関する基本契約（中小機構）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年11月 市から中小機構に対し、仮設施設整備に係る要望                  平成24年 4月 中小機構と市で「仮設施設の整備及び運営事業に関する契約」を締結                  6月 完成・引渡                  市と施設利用者で「仮設施設に係る建物使用貸借契約」を締結（1年毎に更新）                  平成25年 6月 中小機構から市への「仮設施設譲渡契約」を締結                  ※ 平成29年度において解体を予定していたが、施設利用者から継続利用の要望があり、また、当該施設利用者を会員として所管する石巻かほく商工会から今後の施設の維持管理について申出があったことから、市から石巻かほく商工会への無償譲渡について協議していたもの。</p>
⑤ 主な内容
<p>北上町十三浜字相川173番に設置している仮設施設（仮設作業場）を石巻かほく商工会あて無償譲渡し、会員施設として有効活用するもの。                  構造等：軽量鉄骨造、地上1階建、延床面積105.30㎡                  ※土地については、民地のため譲渡対象外</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>石巻かほく商工会への譲渡により、当会会員の施設として有効活用されるとともに、地域が主体となった維持管理体制が構築される。</p> <p>更には、漁業用倉庫が不足している北上地区に当該施設を存続させることで、沿岸漁業の生産活動の活性化に寄与する。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年2月 市議会第1回定例会に財産の無償譲渡について提案 議決後に無償譲渡及び中小機構への譲渡届出書を提出</p>
⑨ その他